

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成24年7月31日				
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) KDDI株式会社 代表取締役 田中 孝司				
主たる業種	移動電気通信業	細分類番号	3	7	2	1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで					
基本方針	かけがえのない地球を次の世代に引き継ぐことができるよう、地球環境保護を推進することがグローバル企業としての重要な責務であるととらえ、環境に配慮した積極的な取り組みを会社全体で続けていきます。					
計画を推進するための体制	各本部・事業所・総支社・グループ会社・関連団体から選任された委員で構成される「KDDI CSR 環境委員会」を中心に環境マネジメントシステムを構築し、グループ全体で効率的な環境保全活動を推進しています。					
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	10,033.9 トン	10,192.8 トン	トン	トン	1.6 パーセント
	評価の対象となる排出の量	10,033.9 トン	10,192.5 トン	トン	トン	1.6 パーセント
	実績に対する自己評価 契約数増大および通話品質向上に向けた取り組みにより、携帯電話基地局数が前年比86局増加。基地局増加に伴い温室効果ガス排出量も増加となる。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	通信施設	2.53	2.40			-5.14 パーセント
	事業活動に伴う排出の量 (契約数)					パーセント
	実績に対する自己評価 契約数は平成23年度末/4,248.7万人 (平成22年度末/3,964.1万人)となり、前年比7.2%増加。契約数増大および高効率設備導入に伴い原単位当たりの排出量は基準年度と比較して減少。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考
		112.0	122.0			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	高効率設備 (電源・空調) の導入 事務所における省エネ活動				
	(24)年度					
	(25)年度					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	自動車通勤規程の条件を満たし、会社の承認を受けた者とする。 (京都事務所は条件を満たさないため、原則自動車通勤禁止)				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	京都市地球温暖化対策条例の施行以前より、上記措置は実施しているため、排出量への影響はない。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	0.3 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン		
	合計	0.3 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「+αプロジェクト」「私のCO2削減アクション宣言45」での取り組みや、取扱説明書・梱包箱を回収する「取説リサイクル」で発生した古紙売上金を活用した活動等を通じて、お客様/社員とともに全国の森林保全活動に取組んでおります。					
特記事項	天王山森林保全活動を毎年実施して (年2回)、公益社団法人 京都モデルフォレスト協会より、森林吸収量計算書を受領している。					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。